

梨P協第2-4号
令和2年2月25日

PTA 会員の皆様方へ

PTA 親子安全会・扶助会
会長 佐野 誠
(公印省略)

PTA 親子安全会証明書料会員負担について (お願い)

PTA 会員の皆様方におかれましては日頃より、PTA 親子安全会の事業にご支援・ご協力頂いておりますことに感謝申し上げます。

さて、PTA 親子安全会が発足しましたのが、今から45年前の昭和50年(1975年)4月1日でした。

「互助の共済制度」を柱に据え、定款を基に拠出したお金を原資として、みんなで助け合うための事業として取り組んで参りました。

けがの発生状況を明確にするために「PTA 親子安全会見舞金請求申請書」を、また、受診した医院等での傷病名・受診歴等を明確にする「証明書」を定めました。

この「証明書」は県医師会・県歯科医師会様からのご厚意によりまして、当時一通200円とさせて頂いた経緯があります。

45年経過した現在、PTA 親子安全会見舞金制度の充実を目指し、改めて証明書の記入事項等、県医師会・県歯科医師会様と協議する場を持たせて頂きました。

その協議内容について、改めて関係団体内で協議をお送り頂きました。

その協議結果内容を書面で頂きました。結果、記入事項に診察日を明確にすることが改めて確認されました。

また、証明書料については、40数年据え置かれている経緯があり、現状に沿った形として、各医療機関の裁量にさせて頂くということでした。それに伴い、証明書欄外にある、「一部200円」は削除頂きたいということでした。

今後の児童生徒数減少、それに伴う保護者・教職員数減少による会費減の状況を考えてみますと現在のような証明書料も含めた見舞金のお支払いは厳しい状況にあります。

誠に申し訳ありません。令和2年(2020年)4月1日からの証明書料につきましては会員負担とさせて頂きたいと思っております。

なお、事故発生日から2年以内のけがで、かつ、医療機関が証明書へ記入した日付(治療後、医師が証明書を記載し交付した日付)が、令和2年(2020年)3月31日前までのものにつきましては証明料も含めまして、従来通りお支払いします。

どうぞ意のある所をお汲み取り頂き、ご理解の程、よろしくお願い申し上げます。

証明書上部の欄外に

「※ この証明書は、山梨県医師会・山梨県歯科医師会のご協力を賜り、1部200円です。山梨県PTA親子安全会」の入っている証明書は、**令和2年(2020年)4月1日より使えません。** ご確認ください。

新しい申請書・証明書は、各小中学校に配付されております。

要確認事項

令和2年（2020年）4月1日より、証明書料は各医療機関の裁量になります。
その場合、見舞い金が証明書料より少ない可能性も出てきます。申請する際は、今
一度、医療機関等でお確かめ頂きたいと思います。

児童生徒の場合を例として

医療機関に2回通院の場合（整（接）骨院の場合は、500円／1回）

1,000円／1回なので、2,000円の見舞い金

証明書料が、2,200円の場合。

2,000円－2,200円＝－200円 200円の出費

このような場合も想定されます。